

議 事 録

|      |   |      |     |
|------|---|------|-----|
| 会議名  | 平成22年度 第1回寒川町青少年問題協議会   |      |     |
| 日 時  | 平成22年7月8日（木）午後2時00分より   | 開催形態 | 公 開 |
| 場 所  | 町民センター 3階 講義室   |      |     |
| 出席者  | <p>委 員：山上会長、小沢委員、太田委員、広部委員、三澤委員、宇條委員、染高警部補（オブザーバーとして代理出席）、稲橋委員、井上委員、青木委員、下里委員、小林委員、加藤委員、中弥委員、鈴木委員、大久保委員、山本委員、佐藤委員、今井委員、磯川委員</p> <p>事務局：和田教育次長、古谷生涯学習課長、三木指導主事、三留主査、門脇主任主事</p> <p>欠席者：藤沢委員、保坂委員、松本委員</p>   |      |     |
| 議 題  | 下記議事欄のとおり   |      |     |
| 決定事項 | 下記議事欄のとおり   |      |     |
| 議 事  | <p>1 開 会 生涯学習課長</p> <p>2 任命状交付</p> <p>3 委員紹介 (各委員) 資料3により<br/>事務局職員紹介</p> <p>議事録承認委員の指名について</p> <p>(事務局) この会議は、寒川町審議会等の会議の公開に関する規則第2条に該当する会議となるので、同規則第8条に従い、議事録を作成することとなっている。会議終了後には議事録を作成し、議事録承認委員の承</p> |      |     |

|          |  |
|----------|--|
|          | <p>認を得て確定・公開となる。今回の議事録承認委員を事務局案として、名簿順の上からお願いする訳であるが、この会議の開催が本年度は1回の予定であるので、教育委員会事務局にお越し頂く機会が多いことから、寒川町小中学校長会から推薦を頂いている加藤委員と寒川町青少年指導員連絡協議会より推薦を頂いている大久保委員が承認委員となることを了承願いたい。</p>                                    |
| (各委員)    | <p>異議なく承認した。</p>   |
| 4 会長あいさつ | <p>本来であれば議題とすべき事項である、条例第3条第3項の副会長2名を報告事項の前に委員の皆さんの互選により決めたいと思いますが、前任期と同様に、副町長と教育長にお願いしたいがいかがでしょうか。</p>   |
| (各委員)    | <p>異議なく承認した。</p>   |
| 5 報告事項   |  |
| (事務局)    | <p>資料4を説明。</p>   |
| (会 長)    | <p>報告について質問のある方、質問をお願いします。</p>   |
| (各委員)    | <p>質問は、ありません。</p>  |
| 6 情報交換   | <p>(1) 近年の青少年を取り巻く環境について</p>   |
| (会 長)    | <p>開催通知にも添え書きでお願いしてありましたが、委員皆様より積極的な情報提供をお願いします。</p>   |
| (委 員)    | <p>現在、小学校3年生の子どもがいるが、子どもたちの環境をみていると、我々の子どもの頃とは、だいぶ違いまして、いろいろな情報過多であるのではないのでしょうか。親が子どもを叱れない。親の教育をしっかりとしていかないと、今の子どもたちは本当にダメになってしまうのではないかと、いつも感じています。先ほど読みあげていただいた「しらんぷり、大人がつくる、子のマナー」。本当にこの言葉が、大事ではないかと思っております。</p> |

(委員)

私も子育て真っ最中ではありますが、子どもたちが在学している中学校も少々様々な問題があって、先日、学校説明会にも参加させていただきました。先ほどの委員が言われたように、もちろん子どもも問題ですが、バックにいる親御さんの家庭教育がしっかりなされていないのが、大きな要因ではないのかと感じています。先生方も必死に取り組んでいただいている様子が、手に取るようにわかりました。先生だけでは、解決できない問題が多くあると感じています。私たち大人が、しっかりと子どもに見せられるマナーづくりをもう一度考えて行動していかなければならないと痛感しております。

(委員)

生涯学習課青少年担当の重点的な事業として、毎年行われている2つの事業がありますが、1つ目として青少年体験活動事業の実施です。この事業の対象である小学校5、6年生の高学年が、体験学習を経験し、中学生になるとジュニアリーダーズクラブに入会する子ども達もいます。毎年6月には、小学生を対象にした「子どもまつり」が行われるわけですが、去年まで小学生だった子ども達が、ジュニアリーダーズクラブ会員として、ゲームの指導を行っているところを今年も見せていただき、体験学習の成果が出ていると感じました。もう1つの事業として各小学校に「ふれあい塾」がございいます。先日、教育委員全員で見学させていただき、4月、5月の参加状況をお聞きしましたが、学校によって参加人数のばらつきはあるものの、平均すると全児童の5パーセントぐらいの児童が毎回出席している状況です。参加している児童は、友達と誘い合って来ている児童と、近所に遊び友達がいないため、1人で参加している児童との2つのパターンがあるように思えるのですが、どちらにしましても、ふれあい塾に来ると子ども達同士が仲良く遊んでいます。遊べない児童もいましたが、そういうときは、見守りボランティアの方が、上手に遊べるように促していて、楽しく遊んでいました。見守りボランティアの方が、子ども達にとっては、おじいちゃんやおばあちゃんぐらいの年齢の方が多いようで、最近おじいちゃんおばあちゃんと一緒に暮らすことが少ない子ども達にとっては、とても良い刺激になっており、良い環境を与えていただいていると感じました。異年齢の子ども達と接するので、最近の兄弟がいなかったり、兄弟が少ないという状況の中、子ども達に良い環境を提供出来ていると思います。

(委員)

個人的ではありますが、子ども達と絵本の関わりも持っています。3カ所で、絵本の読み聞かせのボランティアを行っています。生後7ヶ月の赤ちゃんに保健所の検診の時に、絵本を読んであげますと「えっ」と思うぐらい良い顔を見せてくれます。昨日は、小学校で4年生の読み聞かせに行きました。8時30分からなのですが、子ども達がきれいに椅子を並べて、2人で読み聞かせを行うのですが、みんな良くお話を聞いてくれます。こういう子ども達が、どうして「悪くなっちゃうだろうな？」と思うのは、生後7ヶ月の赤ちゃんを見た時もそうですし、小学生の読み聞かせした時も思います。公民館で土曜日に読み聞かせを4年間行っておりますが、来る子どもが、どんどん減っています。子どもが少ないということもあると思いますが、今の子ども達が忙しいというのが、原因ではないのかと思ったり、やり方に問題があるのかと思います。国をあげて読書というものに取り組んでおりますが、子ども達は良い顔をしているのに、どうしてなのだろうかと思っています。

(オブザーバー)

警察では、3点ございます。1点目は、「大人が子どもを叱れない。」近所の大人でも構わないのですが、「悪いことをしたら叱る。」という風習が全くありません。対教師暴力事件というものが、良く発生するのですが、そのつど少年係が処理をします。先生の立場から子どもを叩いたり暴行は出来ません。それをしてしまえば、クビになってしまいますので、耐えるしかないのですが、子どもが先生を叩けば、「先生に問題があるのではないか」といって、先生に責任を押しつけるような事案、学校から帰った子どもから親が聞いて、先生への苦情に発展して本末転倒になってしまう事案があります。先生を含めた、周りの大人が子どもを注意できない。注意された子どもの親が腹を立ててしまう。これは逆で、怒られたら「怒ってくれてありがとう。」というような環境が必要ではないでしょうか。2点目に事件での取扱いですが、どんな事件でもよろしいのですが、俗に言う「家宅捜索」というのがあります。窃盗・傷害でもよろしいのですが、犯人(子ども)の家に行って、部屋に入った時に灰皿が置いてありました。両親からは「黙認している」、「知っている」、「外で吸わなければよい」等の供述を得るので、子どもは子どもで罰して、親については、未成年飲酒喫煙防止法を適用して親も一緒に教育していかなければならないという、親にも責任を負わせるかたちで、取り締まりを強化しています。3点目は、未成年飲酒喫煙防止法に関わる問題ですが、

コンビニで年齢確認もせず制服姿の子どもにタバコを売り、店の外で吸っているところに、コンビニの店長が警察に通報するという、まったくおかしな事案が発生しています。店の売り上げは別。子ども達が、違法行為を起こすのは別。売り上げだけを考えて通報してくる店が最近多くなっています。今後、警察としましては、少年補導をした時に子ども達に問いかけて、買った店を特定し厳しく取り締まっていく方針です。

(委員)

現行の神奈川県青少年保護育成条例の改正を目指している。資料の中で青少年とは「小学生以上18歳未満」を「0歳以上18歳未満」に改正する予定であり、乳幼児も含めて守っていく考えです。現在の条例では、総則に目的のみ書かれているが、改正案では、目的のほかに、基本理念、大人の責務等を盛り込みます。大人の責務とは、県、保護者、県民、事業者と様々な立場の人々の責務を規定いたします。インターネットによる情報化の進展によって様々な問題が起きているので、社会状況の変化に対応できるように改正していきます。条文の中に、「青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の制限等」とあるが、改正後に4つに区分し、社会環境の整備関係、阻害行為の制限、インターネットと環境の整備、関係者の協力と、分割してわかりやすく改正していきます。今までは、自動販売機に収納されている有害な図書類を強制的に撤去させることが出来ませんでした。改正案では、除去することを事業者に命令できるようにしたいと思います。有害な広告ビラを投函している者にしか禁止命令出来なかったが、改正案では、広告主にも中止命令をします。有害図書の指定基準を施行規則ではなく、条例本文に明確に記載します。保護者の深夜徘徊については、何も規制がないが、改正案では、青少年を連れ出さないように、保護者は努めなければならない。努力規定でどれだけ実効性があるかというところは、議論があるが、この改正案でいきたい考えであります。風営法の法規制を免れる個室営業が現れています。性風俗まがいの業務に従事させられるケースがあるので、店舗を個別に指定して青少年の利用や従事の禁止が出来るようにしたい。万引きとの関係がありますが、青少年から物品を買い取るには、保護者の同意が必要であるが、店によっては、買い取りではなく商品券を渡しているところがあります。これだと実効性がないので、保護者の同意がない商品券との交換も禁止します。インターネット関係については、青少年ネット環境整備法では、フィルタリングの義務づけをしているが、

保護者が不要と判断した時は、フィルタリングを解除することが出来ます。こうなると、実効性に疑問があります。また、フィルタリングをすり抜ける有害サイトも存在しているが、保護者は一定の理由がなければ、フィルタリングを解除できないようにします。また、事業者については、携帯の機能、年齢に応じた機種を保護者に説明する義務を付け加えます。青少年指導員につきましては、現在、活動の法的根拠がないが、今後は指導員の委嘱、活動根拠を条例で明確にすると同時に、条例に違反した店舗を青少年指導員から知事に対して立ち入り調査を要請できる規定を盛り込んでいくなど、条例の実効性をより高めるために改正をしていきたいと思えます。

(委員)

児童虐待、いじめといった青少年問題の対応で、困っていることは、都市化の進行と同時に核家族化による地域社会の連帯感がなくなっているの、見えにくく発見しづらくなっている。最近、小中学校の学校訪問や今年度より行われている学校説明会に参加しているが、児童生徒のあいさつが年々良くなっているように思える。それにひきかえ、大人の方は、あいさつが出来ていません。このままでは、子どもに大人が教わるようになってしまうのではないのでしょうか。これからは、大人が主となって子ども達を見守っていくことが必要だと思います。

(委員)

毎年、青少年の非行、犯罪防止月間として7月が重点月間となっています。今年の活動テーマとしては、「犯罪や非行を防止し立ち直りを支える地域の力」を掲げています。7月2日に街頭啓発活動として、寒川町内3駅でキャンペーンをおこない、犯罪防止を呼びかけました。

(委員)

あるコンビニの裏で女子高生が、タバコを吸っていたのを店主が見ていて注意をしたが、聞き入れなかった様子であったため、手を出した。そのことを親に伝え、親が警察に通報した。手を出すことは良くないが、タバコを吸っていた女子高生は、どのような処分をされたかは、分からないが、今の学校でタバコを吸ったことにより罰則は、どの程度のものが科せられるのでしょうか。

(会長)

高校の校長先生から、何かございますか。

|       |  |
|-------|--|
| (委 員) | <p>小中学校と違いまして、高校につきましては、義務教育ではありませんので、特別指導を行っています。喫煙とバイク通学につきましては、生徒と保護者を呼び出して謹慎を与えています。</p>   |
| (委 員) | <p>先ほどから、地域社会の連帯感がなくなっていることや大人が子どもに声をかけにくくなっているということを踏まえて、婦人会では、メンバーが町内全体に長く居住している方が多いというところを生かして、近所でゴミ出しをしている時や庭の花に水をあげている時に、子ども達に声かけ運動を行っています。</p>   |
| (委 員) | <p>学校側からの見方になってしまいましたが、授業参観を行っても保護者の出席が非常に少ないです。現在の経済情勢において勤めている保護者が多いと思われるが、学校も来てもらうよう努力をしていかなければならないと思っています。保護者が来て良かったと思えるものを毎回整えていくことが、家庭との連携を深めていけると思います。今年から学校説明会を開催し、多くの民生委員の方に、ご出席を頂いてうれしく思います。来年度に向けて、色々な方に来ていただけるものを作っていかなければならないと思っています。地域との連携につきましては、まだまだ行き届いてはいないが、朝、学校の周りを清掃している時、登校中の小学生に声を掛けると、よくあいさつをしてくれます。中には高校生もあいさつをしてくれます。また、地域の方もあいさつをしてくれます。先ほどから色々な方がおっしゃっておりますが、あいさつの輪を広げていく、寒川町のあちらこちらで、あいさつが交わされることがあると、子ども達の環境には、良いのではないかと思います。知らない人が知り合うきっかけとなることが、健全育成のためには、有効な手段ではないかと思います。</p> |
| (委 員) | <p>パソコンを操作するには、分厚いマニュアルを読まないと使いこなすことが難しいです。i-Padが販売されたが、マニュアルが無く簡単に使えます。本も読めて、音楽も出来て、今後は、学校にも導入されると本の好きな子どもや外国語が話せる子ども等が育つのではないのでしょうか。楽しみにしています。</p>   |
| (委 員) | <p>夏、冬、春休みの時期に愛護パトロールといって、町内全域を対象に午後8時から午後9時までパトロールをおこなっておりますが、青少年と出会うことがなく、パトロールの時間を午後11時からおこな</p>  |

|       |  |
|-------|--|
|       | うという意見も出ています。青少年と出会った場合は、早く帰宅するように声かけをしています。万が一の時は、警察へ連絡するように手配しています。  |
| (委 員) | 皆様の意見をお聞きした印象としましては、親がだらしないのではないのでしょうか。一般家庭においては、皆様が行っている活動や地域との連携等が知られる機会が薄いのではないのでしょうか。  |
| (委 員) | さがみ縦貫道の工事により田端から通っている小学生の通学路が遮断されてしまって、どこを歩いて良いかわからない、という話を聞きました。通学路以外の道を使って事故が起きた場合、保険対象とならない場合もあるので、改善されているのでしょうか。   |
| (会 長) | 田端の通学路につきましては、地元の自治会からも要望があり、町では、藤沢土木事務所及び茅ヶ崎警察署と協議をして、横断歩道及び信号機の設置を要望しております。7月1日に開通予定であったが、要望を受け入れられないと、開通しては困るとの自治会からの話もあるので、現在交渉中です。                              |
| (委 員) | 私は、「あいさつをしなくてはいけない」と意識を高く持っていないとあいさつができません。あいさつすることだけが、ものすごいパワーを使います。今の若い子もそうではないのかと思います。しかしながら、年下の人には、気楽にあいさつができます。皆さんが、そういう意識をもっていけば、みんながあいさつの出来るようになるのではないかと思います。 |
| (委 員) | 子どもが大きくなると問題行動を起こすということは、小さい時の家庭の関わりに問題があるのかと思います。しかし、家庭問題に入っていくのは難しい。では、どうしたらよいか。問題の親を教育するのは、誰がするのか。それが出来れば、明るい町になるのではないのでしょうか。                                     |
| (会 長) | ひとつおりのご意見を頂きましたが、ご質問等ございましたらお願いいたします。  |
| (委 員) | 校長先生へ質問ですが、授業参観への参加が少ないとのことですが   |

|       |  |
|-------|--|
|       | 、幼稚園や小学校は、授業参観の参加者が多いようです。中学校になると参加が少なくなるのは、何が原因だと思われますか。  |
| (委 員) | 1学期の特に4月は、PTAの会合等で学校に来る回数が多いため、月に何日も休めないという理由で、参加が少ないのではないかと思います。保護者が楽しいと思える授業であれば、参加してくれるのではないのでしょうか。また、時期の設定にも問題があるのではないかと思いますので、これから考えていきたいと思います。 |
| (委 員) | 子どもに「学校に来ないでほしい」と言われます。中学生ぐらいになると親に見られたらはずかしい、と思うのも1つの原因ではないかと思えます。  |
| (会 長) | 他にございますでしょうか。  |
| (委 員) | 病院や学校は、敷地内全面禁煙が当たり前となっているが、役場の敷地には、何カ所か喫煙場所があるが、青少年には、あまり見せたくない光景です。公共の場では、全面禁煙に出来ないのでしょうか。  |
| (会 長) | 昨年までは、喫煙場所が5～6カ所ありました。4月からは、2カ所に絞り、将来的には、無くしていきたいと思えます。  |
|       | (2) 子どものための情報誌について   |
| (事務局) | 資料5説明  |
| 7その他  |  |
| (事務局) | 本会議につきましては、年1回の開催でございますが、必要に応じて臨時的、緊急的に開催する場合がございますので、その際には、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。  |
| 8 閉 会 | 副会長  |

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 資 料                   | ① 地方青少年問題協議会法<br>② 寒川町青少年問題協議会条例及び施行規則<br>③ 寒川町青少年問題協議会委員名簿<br>④ 青少年非行・被害防止全国強調月間行事計画<br>⑤ 子どものための情報誌「すきっぷ」No42 |
| 議事録承認委員及び<br>議事録確定年月日 | ・ 加藤 琢也                      ・ 大久保 泰明<br><br>(平成22年9月6日確定)  |